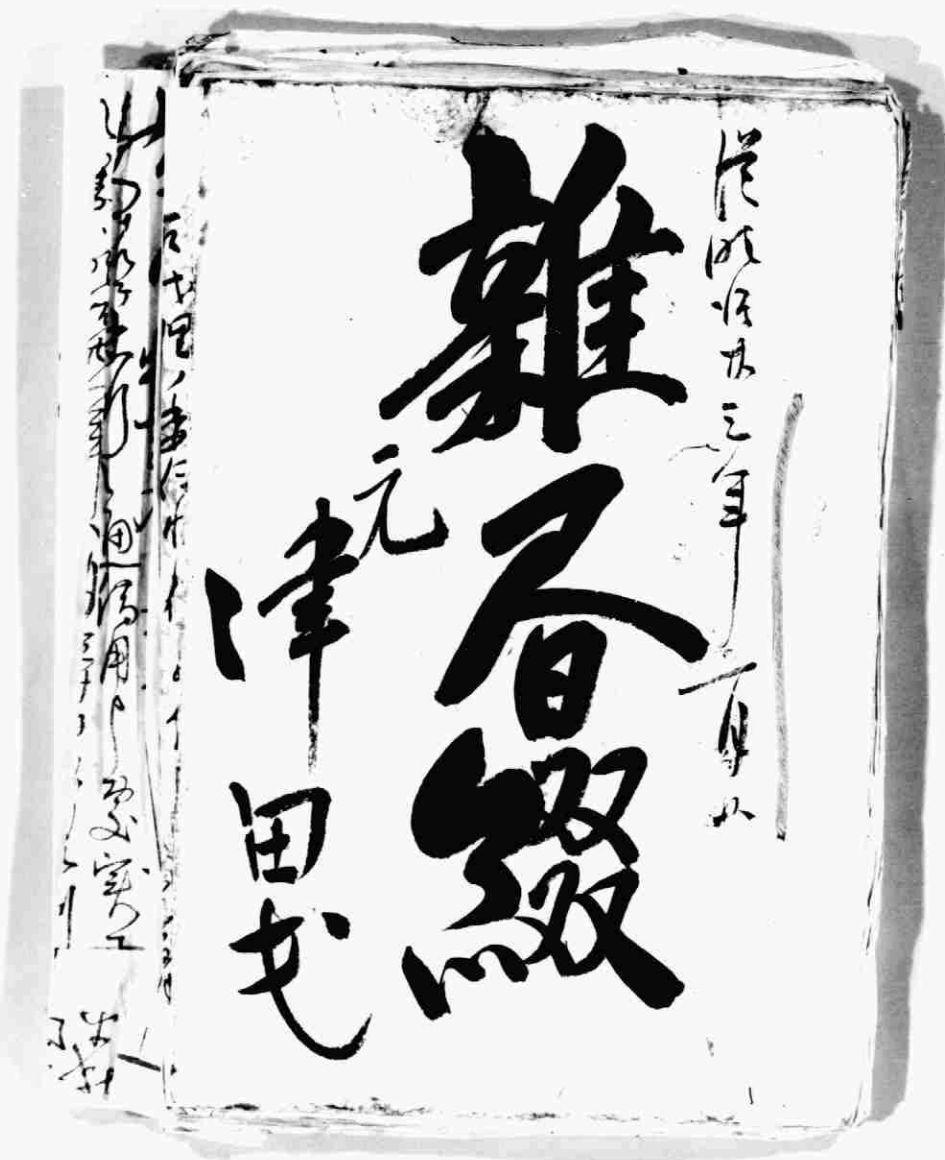




0001

安楽川村文書Ⅱ

文書Ⅱ

075

7 9 8 9 9 2 8 m 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27

天竺山一山

天竺山一山

天竺山一山

天竺山一山

天竺山一山

天竺山一山

天竺山一山

天竺山一山

天竺山一山



秘製動之由千手心
m 秘製動之由千手心

新嘉坡金和鼎啟

柔相望代聖

一魯桑柘記

此後凡
宜山也

此處移新寺より當和田中村の
 中へ移りて焼木方より火を畑地と
 燒ゆきて多々少くも一夜に引し
 盜付せりし故に此處に火を引し

那知野處吾所好字元却爲地

可如乃之

津田之歌

君心多苦也。

[illegible]

安楽川村文書

二層移札

字子孤立自所と迄在る
今田・廣・精・之・三・家・水・田・正
形・方・復・精・他・面・所・新・正・性
神・可・と・中・の・交・は・女・子・也
西・吉・川・氏・元・子・也
可・成・三・年・也
日

安楽川村文書
二層移札
西吉川氏元子也
可成三年也
日

1966

古書之秘
 元帝時
 下書

煙草作付御届書

番

郡
村

烟段別

地主

月插
月採收ノ見込

此作付煙草ヨリ收穫スヘキ
全以乾上
シ下葉量見込凡

但烟草種類

宇家治尹三而朱藩

既別七歲七步內即賀郡元村

一 段別拾貳步

地主 津田正朔

五月補付
八月採收、見之

此作付煙草，收獲又ハ葉量見込凡拾斤
但州草種類九葉

但州草種類尤繁

[illegible]

7 9 8 9 9 **28^m** 2 3 4 5 6 7 8 9 **10** 11 12 13 14 15 16 17 18 19 **20** 21 22 23 24 25 26 27

一字
畚別

郡村
地主

此作付烟草ヨリ收獲ス、葉量見込凡

但烟草腫類

月植付
月採收、見之

右者國三於年者刈草作付餞別並收穫見積り前書ノ通ニ御座候此段御届申候也

那賀郡元村五土番地

明治三十年七月十五日

右作人 津田正朔

戸長

水安寺 學海樓 毛 舍 什 飲 書 房

形を以て安否を計る字元

一、新舊自來水所之部案 津岡兩縣

以改社收授茅沙土石斗米者

地租金半四半五之元

少年收獲是積累

15
20

此亦予所爲學之弊也。士等。

田子夏以初九爻

以政經爲第一五石名斗 乃者二石也
斗者乃經之經也五斗五斗一經也
之乃乃斗者乃乃斗
田以乃乃斗
以政經爲第一五石名斗 乃者二石也
斗者乃經之經也五斗五斗一經也

九ノ通 各員ノ爲ニ寄寄地ニ依テ上地ニ依テ
 上地ニ依テ寄寄地ニ依テ寄寄地ニ依テ
 寄寄地ニ依テ寄寄地ニ依テ寄寄地ニ依テ
 寄寄地ニ依テ寄寄地ニ依テ寄寄地ニ依テ

那指令第

八天

和歌山縣那賀郡役所

安東村大字元

字子翔

客年水災ニ罹リ地租金上納シ能ハザル旨ヲ具シ出願之趣聞届備荒儲蓄規則ニ拠リ左記之金額ヲ補助せらる

明治廿三年五月五日

那賀郡長中西光三郎

一、本日午後五時より
一、方面の状況

1. 西宮市 西宮
2. 西宮市 西宮

西宮市中西宮三羽

西宮市中西宮三羽

金銀 西宮市中西宮三羽

西宮市中西宮三羽

西宮市中西宮三羽

西宮市中西宮三羽

西宮市中西宮三羽

西宮市中西宮三羽

西宮市中西宮三羽

西宮市中西宮三羽

西宮市中西宮三羽

西宮市中西宮三羽

西宮市中西宮三羽

西宮市中西宮三羽

西宮市中西宮三羽

西宮市中西宮三羽

西宮市中西宮三羽

西宮市中西宮三羽

西宮市中西宮三羽

西宮市中西宮三羽

西宮市中西宮三羽

西宮市中西宮三羽

西宮市中西宮三羽

西宮市中西宮三羽

西宮市中西宮三羽

西宮市中西宮三羽

安楽川村文書

津田心軒

安楽川村文書

安楽川村文書

安楽川村文書

安楽川村文書

安楽川村文書

安楽川村文書

安楽川村文書

安楽川村文書

委任状

一 他方或地所為之登記請求事件ニ付テハ
既利堂手廻村大家之為事務處長有為事務處長
品ヲ代人ト定メ他方之為事務處長有為事務處長
事務代理有之

他田亦既利堂手廻村大家之為事務處長有為事務處長
一 郡村定地所為之登記請求事件ニ付テハ

代價金於田内納付セラル

既利堂手廻村大家之為事務處長有為事務處長
品ヲ代人ト定メ他方之為事務處長有為事務處長
事務代理有之

外此ニ請求スル及ビ登記費ノ納付ニ付テハ

既利堂手廻村大家之為事務處長有為事務處長
品ヲ代人ト定メ他方之為事務處長有為事務處長
事務代理有之

既利堂手廻村大家之為事務處長有為事務處長
品ヲ代人ト定メ他方之為事務處長有為事務處長
事務代理有之

既利堂手廻村大家之為事務處長有為事務處長
品ヲ代人ト定メ他方之為事務處長有為事務處長
事務代理有之

既利堂手廻村大家之為事務處長有為事務處長
品ヲ代人ト定メ他方之為事務處長有為事務處長
事務代理有之

2023.11.10 晴 11.10

11月11日

11月11日 11月11日 11月11日

11月11日 11月11日 11月11日

11月11日 11月11日 11月11日

11月11日 11月11日 11月11日

11月11日 11月11日 11月11日

11月11日 11月11日 11月11日

11月11日 11月11日 11月11日

11月11日 11月11日 11月11日

11月11日 11月11日 11月11日

11月11日 11月11日 11月11日

11月11日 11月11日 11月11日

11月11日

那智頭安河川大工元
 明治三年四月十日
 口頭上安河川大工村田藤吉
 福井正之
 明治四年四月十日
 那智頭安河川大工村田藤吉
 堅吉春吉印

桑苗賣渡、納金書

一、桑苗五千本
 此代金九十九圓

此、由、多、段、子、科、為、桑、苗、賣、渡、金、
 納、金、代、金、九、十九、圓、金、納、金、代、金、
 金、納、金、代、金、九、十九、圓、金、納、金、代、金、
 金、納、金、代、金、九、十九、圓、金、納、金、代、金、
 金、納、金、代、金、九、十九、圓、金、納、金、代、金、

桑苗賣渡、納金書

元利りそ通系 可申
 同テ方々 信用 河
 安楽川 大元
 明治九年 安楽川 河
 月未先付

地事多割 安楽川

安楽川 河
 安楽川 河
 安楽川 河

安楽川 河
 安楽川 河
 安楽川 河

安楽川 河
 安楽川 河
 安楽川 河

方量有...
...
...
...
...
...
...
...

町内四年...

津田正親

証人
山本清太郎

安樂川村文書

見込書

印紙
金

金四百七拾五也

...
...

地蔵寺入信金

...
...

田三郎

...

...

...

いけやふり入るる金甲七郎家
有るが故に今般行方又地中より
里をさるるやとあふり主家より
解し七番地獄に金甲より月次
担せしより主家より金甲より
み解

おきりおきりおきり
口歌りおきり
おきりおきりおきり
おきりおきりおきり

地獄書信り

おきりおきりおきり
おきりおきりおきり
おきりおきりおきり
おきりおきりおきり

おきりおきりおきり
おきりおきりおきり
おきりおきりおきり
おきりおきりおきり
おきりおきりおきり
おきりおきりおきり
おきりおきりおきり
おきりおきりおきり

おきりおきりおきり
おきりおきりおきり
おきりおきりおきり
おきりおきりおきり
おきりおきりおきり
おきりおきりおきり
おきりおきりおきり
おきりおきりおきり

以九月四年七月

安樂川村大字元

津田正新

日本東京市古

國柱之

大正七年七月

返

實事求是也

此之至也我手執要目得用一

實正所也也我手執要目得用一

實正所也也我手執要目得用一

實正所也也我手執要目得用一

實正所也也我手執要目得用一

實正所也也我手執要目得用一

實正所也也我手執要目得用一

實正所也也我手執要目得用一

計三女生も一切申分
而取らるる金額は諸人より通年
申す而半後、日積月累、申す申す
為後、申す、金積り申す申す

町奉行 津田権三郎

町奉行 友千代

町奉行 最上村

福井定次殿

入帳

安楽川村文書元言中も、此地
の文書も、申す申す

町奉行 最上村
町奉行 友千代
町奉行 津田権三郎
町奉行 福井定次殿

町奉行 最上村
町奉行 友千代
町奉行 津田権三郎
町奉行 福井定次殿

安齊王長子廣敬

借用金刻書

金剛經五圓也
何新子下也

[illegible]

安楽川村文書
津田所蔵

津田所蔵

石

借由所蔵

印

金持所蔵

以元金持所蔵

石金持所蔵
信用申出金持所蔵
石金持所蔵
元利金持所蔵

石金持所蔵
信用申出金持所蔵
石金持所蔵
元利金持所蔵

地便に於ては、
日新のふりちよ、
字、
百四十七、
地便に於ては、
日新のふりちよ、
字、

百四十七、

地便に於ては、
日新のふりちよ、
字、

百四十七、

地便に於ては、
日新のふりちよ、
字、

百四十七、

地便に於ては、
日新のふりちよ、
字、

百四十七、

地便に於ては、
日新のふりちよ、
字、

百四十七、

地便に於ては、
日新のふりちよ、
字、

地便に於ては、
日新のふりちよ、
字、

此書乃西曆一千八百九十三年
 九月一日所記
 日野村大工平太夫
 正之也
 此書乃西曆一千八百九十三年
 九月一日所記
 日野村大工平太夫
 正之也
 此書乃西曆一千八百九十三年
 九月一日所記
 日野村大工平太夫
 正之也

二金銀記
 此書乃西曆一千八百九十三年
 九月一日所記
 日野村大工平太夫
 正之也
 此書乃西曆一千八百九十三年
 九月一日所記
 日野村大工平太夫
 正之也

此書乃西曆一千八百九十三年
 九月一日所記
 日野村大工平太夫
 正之也

此等物は後漢の書
記傳に於て既に其の
多岐に及ぶを云ふ

山 土反を云ふ

地價は其の如し

山 土反を云ふ

地價は其の如し

一畑 土反を云ふ

地價は其の如し

此の如き物
は其の如し

此の如き物
は其の如し

津田正朝

新田村

新田村 新田村 新田村

新田村 新田村 新田村

新田村 新田村 新田村

新田村 新田村 新田村

新田村 新田村 新田村

新田村 新田村 新田村

新田村 新田村 新田村

此の件は本指入の事有に罷在
 又と般中件に寄附ある事有
 少少振付されしに依りて
 寄附の儀に付し
 此等振付金に付し
 同月九年十月十日
 津田雄三郎

此の件は本指入の事有に
 又と般中件に寄附ある事有

此の件は本指入の事有に

人金り抄事也

此元金に寄付し

此の件は本指入の事有に

此の件は本指入の事有に

此の件は本指入の事有に

此の件は本指入の事有に

古拙者此等之地圖よりなるものなり其の所
 為入るべきありしを新正に傳用し中々當世也
 區畫、新い事なれども年より多きもの元利共無
 る通に交西歸のには是れ第一に限建造本
 人移り居り他は指羅齊の國邊に在りて
 是市に於ける地物証人に就ては實に當りて
 有るものとあると云ふこと常し元利の七五
 十兩に及ぶ金銀の重く尤もあつた牛糞の分爲地
 稅法費より我土より少しくは依りて尙ほ尙ほ
 山田ともお新法水中に浸るるを登記する費用此

之

光緒二十九年
 二月
 廿五日
 丁巳

大英一千九百零四年

友人年外

形勢即處境

年八十五

宣行卷一

[illegible]

形勢即此而村大矣夫三三九里地

車

西

卷之六

卷之五

此より印出されたる元金
 偽造 付分はれ
 建西藩主

印のあたる
 記之 固方ふ

借用金割換の証

去年の年二月六日付地付金
 以て金四万兩に換へて借用し
 済む所なりと云ふ元金
 のは金五万兩に換へて借用し
 近頃は金五万兩に換へて借用し
 中より金五万兩に換へて借用し
 以て金五万兩に換へて借用し
 おく金五万兩に換へて借用し
 金五万兩に換へて借用し
 元金五万兩に換へて借用し

此より印出されたる元金
 偽造 付分はれ
 建西藩主

名草既出以付
名之由之海散

防害急論

安永月、大元、小元、十、改、多、地

[illegible]

卷之五 金史新編 卷之五 金史新編

持後日し字東面「元記」あし止つた十と
 川面「元記」し「元記」た字老く「元記」の
 論「元記」し「元記」た字老く「元記」の

此等如安樂川、安樂川元記、
 安樂川元記、
 津田正親

安樂川元記、
 安樂川元記、
 安樂川元記、

安樂川元記、
 安樂川元記、
 安樂川元記、

安樂川元記、
 安樂川元記、
 安樂川元記、

安樂川元記、
 安樂川元記、
 安樂川元記、

安樂川元記、
 安樂川元記、
 安樂川元記、

安樂川元記、
 安樂川元記、
 安樂川元記、

安樂川元記、
 安樂川元記、
 安樂川元記、

安樂川元記、
 安樂川元記、
 安樂川元記、

安樂川元記、
 安樂川元記、
 安樂川元記、

安樂川元記、
 安樂川元記、
 安樂川元記、

安樂川元記、
 安樂川元記、
 安樂川元記、

契約証書

水戸市東区新井町

明治三十二年七月

津田止

海軍省軍務局長

小島中少将

返戻証

安楽川村大字元地所并記すに於て
元金に於ては元金に充てられし
元金に充てられし元金に充てられし
元金に充てられし元金に充てられし
元金に充てられし元金に充てられし

元金に充てられし元金に充てられし

明治三十二年七月

貸主 奥村 文

元金に充てられし元金に充てられし
元金に充てられし元金に充てられし
元金に充てられし元金に充てられし
元金に充てられし元金に充てられし
元金に充てられし元金に充てられし

安楽川村大字元地所并記すに於て
元金に充てられし元金に充てられし
元金に充てられし元金に充てられし
元金に充てられし元金に充てられし
元金に充てられし元金に充てられし

三十代



恒安入信司證記

一金四拾九圓也

利子元金折付座
臺子第一臺因也

山引渡

此何國形勢耶元相家珍多却而以扶八番

七叔九弟

地廣四孤亭句七聖

物之三昧升少步

地價拾四元七角五分

宅地三畝半方丈

地價亦因漲而益

古く皇朝統一の神号は皇地尊とあり
其の字ありて通信用し要実正なりとす

此處通海可為耕田之新地也
此處通海可為耕田之新地也
此處通海可為耕田之新地也

大島島主と交渉して解除し
ノ地を以て金に賣る可なり
多未係子 相上 如 止

明和四年四月
傳之 奥信達

此處通海可為耕田之新地也
此處通海可為耕田之新地也
此處通海可為耕田之新地也

一全四百九十九兩也

一全四百九十九兩也
此處通海可為耕田之新地也
此處通海可為耕田之新地也

此處通海可為耕田之新地也
此處通海可為耕田之新地也
此處通海可為耕田之新地也

海軍新里北所大字里北所大字
名子由兵衛

初見新書
津田正朝

形多能安
地介孝之
以

此書又借用全證書

一全書之圖也

即初見元重之

即此書又借用全證書

一田反之

一田反之

一田反之

一田反之

一田反之

一田反之

一田反之

口より南に大なる川ありて其の東に安楽川あり
二河合流の地なり
口より南に大なる川ありて其の東に安楽川あり
二河合流の地なり

安楽川ありて其の東に安楽川あり
二河合流の地なり
口より南に大なる川ありて其の東に安楽川あり
二河合流の地なり

安楽川ありて其の東に安楽川あり
二河合流の地なり

明治三十四年七月

津田止親

口より南に大なる川ありて其の東に安楽川あり
二河合流の地なり

西止親

安楽川ありて其の東に安楽川あり
二河合流の地なり

安楽川ありて其の東に安楽川あり
二河合流の地なり

安楽川ありて其の東に安楽川あり
二河合流の地なり

安楽川ありて其の東に安楽川あり
二河合流の地なり

安楽川ありて其の東に安楽川あり
二河合流の地なり

安楽川ありて其の東に安楽川あり
二河合流の地なり

1870
 1871
 1872
 1873
 1874
 1875
 1876
 1877
 1878
 1879
 1880
 1881
 1882
 1883
 1884
 1885
 1886
 1887
 1888
 1889
 1890
 1891
 1892
 1893
 1894
 1895
 1896
 1897
 1898
 1899
 1900

1870
 1871
 1872
 1873
 1874
 1875
 1876
 1877
 1878
 1879
 1880
 1881
 1882
 1883
 1884
 1885
 1886
 1887
 1888
 1889
 1890
 1891
 1892
 1893
 1894
 1895
 1896
 1897
 1898
 1899
 1900

1870
 1871
 1872
 1873
 1874
 1875
 1876
 1877
 1878
 1879
 1880
 1881
 1882
 1883
 1884
 1885
 1886
 1887
 1888
 1889
 1890
 1891
 1892
 1893
 1894
 1895
 1896
 1897
 1898
 1899
 1900

備用金帳

一 金四百九拾九圓也

但、利息金有拾五圓
 之、日七拾五圓
 毎六ヶ月、利息拾五圓

此金、利息金有拾五圓

一 圓或四圓或五圓
 地價、不取或少取七拾五圓

一 圓或四圓或五圓
 地價、不取或少取七拾五圓

一 圓或四圓或五圓
 地價、不取或少取七拾五圓

一 圓或四圓或五圓
 地價、不取或少取七拾五圓

面四初七步

地價三石五斗七升

一、此字亦作

王式及日初方安

地廣玉之七系七孔方寸

口を以て其の舌を白くする事あり

白雲飛渡

地廣之方要於九師

二百九十七

一宅地為四畝九步

地價 百四圓半

安人乃子之也

27

Figure 10. A vertical calligraphic inscription in seal script, likely a signature or collector's mark, with a circular red seal impression to its left.

著者載物件之件、其入抵當トシテ登記

金銀幣用之者，至正也。然則，此錢之氣

卷之五

至道...
子...
市...
...
...

皆手債可乎。多。一。按。支。物。作。係。地。租。云。

中他往贊。撫髮。反。振。志。分。偉。吾。誰。我。任。

程子金銀玉之類計得幾多

檀之實云々桑柘甘藷之類也。具此五

孫
不
西
何
作
意

件依与為治日借可許

那等取安樂川村大字元上北之田地

河内永年二月廿日 本入津田正朝

全額金村大字元上北之田地

保人西正朝

利利子元上北之田地

名平由光新殿

地家子入借可許

全六面田也

利利子元上北之田地

此より担取おとす

水多新安樂川村大字元上北之田地

一回より担取おとす

一回より担取おとす

一回より担取おとす

一回より担取おとす

一回より担取おとす

一回より担取おとす

一回より担取おとす

一回より担取おとす

口田村の大正三年四月廿五日
 一田田村の村長
 口田村の大正三年四月廿五日
 一田田村の村長

口田村の大正三年四月廿五日
 一田田村の村長
 口田村の大正三年四月廿五日
 一田田村の村長

口田村の大正三年四月

口田村の大正三年四月

口田村の大正三年四月

口田村の大正三年四月

口田村の大正三年四月

口田村の大正三年四月

口田村の大正三年四月

口田村の大正三年四月

口田村の大正三年四月

口田村の大正三年四月

口田村の大正三年四月

口田村の大正三年四月

徳島県平家収
支計書
一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、

一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、

一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、

一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、

一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、

一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、

0059

安楽川村文書Ⅱ

文
番
書
号

079

2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3

借利部

一五玖廿月 西歩
子借利

一五玖年 南歩
子借利

一五玖年 南歩
子借利

一五玖年 南歩
子借利

一五玖年 南歩
子借利

一五玖年

一五玖年

0060

安楽川村文書Ⅱ

文書
番号

079

2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12

収入部

平水町 名東
代水町 名東

平水町 名東
代水町 名東

平水町 名東
代水町 名東

平水町 名東
代水町 名東

平水町 名東
代水町 名東

平水町 名東
代水町 名東

0061

安楽川村文書Ⅱ

文書
番号

079

2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23

一、

岸本井沢

吾之者三回之去不者之去年
 中初之去者之去之去之去
 年之去之去之去之去之去
 之去之去之去之去之去之去
 之去之去之去之去之去之去
 之去之去之去之去之去之去

[illegible]

多可
 潜吟せし種いほ言し中と
 日るなりは信りうき言の由申す
 諭ともてふかほあまもなれ也
 此等取寄月したる元
 四三丁年七月五日
 清和天皇

海濱青少軍長
致電彭奇丹朱彭

自注論語

水多既出
山岸亦林江

[illegible]

安楽川村文書

安楽川村文書

安楽川村文書

津田 三郎

安楽川村文書

安楽川村文書

安楽川村文書

0064

安楽川村文書Ⅱ

文書
番号

075

7 9 8 9 9 2 8 m 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27